

## 第9回 名寄市農業委員会総会（令和7年10月）会議録

日 時 令和7年10月31日（金）

午後1時30分 開始

午後3時01分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

### 日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1	土地の現況証明願いについて	10件	承認
第3	議案第2	設定された権利の合意解約について	8件	承認
第4	議案第3	農用地利用集積等促進計画案の提出について	41件	承認
第5	議案第4	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第6	議案第5号	農用地の買入れ協議に係る要請について	3件	承認
第7	報告第1号	農地法第4条転用工事完了報告	1件	
第8	報告第2号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	

### 第9回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 飯村規峰	11番 横田浩二	20番 北野雅嗣
2番 小川和則	12番 越孝則	21番 藤野修一
3番 又村裕司	13番 沼田清憲	22番 新田司
5番 上手浩幸	14番 住田美紀	23番 小田桐正彦
6番 竹部裕二	15番 林秀典	24番 伊藤貴美
7番 鈴木康裕	16番 菅原一徳	25番 安達啓治
8番 南原政幸	17番 菊池愛子	26番 中野寿子
9番 鈴木英二	18番 清水康史	27番 菅野真記子
10番 高橋尚幹	19番 村中洋一	

欠席

4番 山上 瞳

## 第9回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和7年10月31日（金）午後1時30分  
会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。  
それでは、令和7年第9回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶  
をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。  
それでは、令和7年第9回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。  
本日、委員定数27名中、委員26名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3  
項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

---

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、5番  
上手委員、6番 竹部委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、上手委員、竹部委員に決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。  
**番号35番、番号36番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第1号 番号35番、番号36番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 23番 小田桐です。番号35番、番号36番について説明します。今月7日に私と中野委  
員、清水委員、事務局で現地へ確認に行きました。所在については地図の5ページをご覧ください。  
番号35番は「32」の名寄市立総合病院の西側付近に所在地があります。住宅地  
となっており農地として利用されていないことを確認しました。番号36番は、地図の7ペ  
ージをご覧ください。ピンクマーカーで豊栄とあり、その下に共豊新橋があります。その東  
側付近が所在地となります。水田として利用されていることを確認しました。ご審議の程  
よろしく願います。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号35番、番号36番を原案のとおり証明することにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号35番、番号36番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号37番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第1号 番号37番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 23番 小田桐です。番号37番の豊栄地区部分について説明します。所在については、地図の5ページをご覧ください。「37」の右上付近が所在地となります。今月7日に私と清水委員、中野委員、事務局で確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 18番 清水です。番号37番の瑞穂地区部分について説明します。今月7日に私と小田桐委員、中野委員、事務局で確認しました。所在については、地図の7ページをご覧ください。左側に黄色マーカーで名寄遠別線とあります。「線」の下側付近が所在地となります。雑木など生えており、農地として利用してませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号37番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号37番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号38番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第1号 番号38番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 18番 清水です。番号38番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。南大橋の堤防の下付近に所在地となります。今月23日に私と竹部委員、高橋委員、事務局で水田であることを確認しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号38番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号38番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号39番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第1号 番号39番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

中野委員： はい。

議 長： 中野委員。

中野委員： 26番 中野です。番号39番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。ピンクマーカーで共和とあり、その一線北側付近が所在地となります。今月9日に私と清水委員、小田桐委員、事務局で農地であることを確認しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、中野委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号39番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号39番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号40番、番号41番**を一括して審査します。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第1号 番号40番、番号41番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 11番 横田です。番号40番、番号41番について説明します。番号40番の所在については、地図の9ページをご覧ください。ピンクマーカーで日進とあり、下に道道下川風連線があります。そこと御料六線が交わる右下付近に1つめの所在地があります。2つめは御

料十一線と書かれたところの少し上付近が所在地となります。今月16日に私と飯村委員、林委員で現地を確認しました。雑草雑木が生えており農地として利用されてませんでした。番号41番は、黄色マーカーで道道下川風連線と書かれた左付近に所在地があります。同様に非農地として現地を確認しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号40番、番号41番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号40番、番号41番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号42番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第1号 番号42番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 15番 林です。番号42番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。黄色マーカーで東十号とあります。そこと三十一線の交わった付近が所在地となります。今月22日に私と横田委員、飯村委員、事務局で農地として管理されていない状態だったことをご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号42番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号42番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号43番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第1号 番号43番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 21番 藤野です。番号43番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色マーカーで二十一線とあります。そこと東二号の交わった付近が所在地となります。今月6日に私と上手委員、新田委員、事務局で確認しました。木が生えており農地として利用されていないことをご報告いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号43番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号43番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号44番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第1号 番号44番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 5番 上手です。番号44番について説明します。今月6日に私と藤野委員、新田委員、事務局で確認しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。風連市街地の左側に西町と記載のある右上が所在地となります。雑草等が蔓延しており農地として利用していないことを確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号44番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号44番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。**番号16番から番号23番まで**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号16番から番号23番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。番号16番から番号23番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号16番から番号23番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第4、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の提出について」を議題に供します。売買の審査を行います。番号7番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号7番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号7番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号7番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号8番、番号9番を一括して審査いたします。  
事務局の説明を求めます。

鈴木主任：（議案第2号 番号8番、番号9番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 18番 清水です。番号8番、番号9番について説明します。10月23日に私と、小田桐委員、中野委員、事務局であつせん委員会を開催しました。所在については、地図の7ページをご覧ください。中央下に黄色マーカーで十七線があります。左に黒い点が並んで2つ目の点付近が所在地となります。地域での協議により〇〇〇〇さんに農地を買受けていただきました。価格については、地域の相場である田反当り270,000円、畑反当り30,000円で両者合意の上売買となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号8番、番号9番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号8番、番号9番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号10番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号10番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： 7番 鈴木です。番号10番について説明します。10月15日に私と、高橋委員、鈴木英二委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の7ページをご覧ください。中央上に黄色マーカーで道道日進名寄線があります。左下の直角に曲がる道とJRの交差する左上付近が所在地となります。地域の協議での結果、価格については田反当り230,000円で両者合意の上売買となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号10番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号11番、番号12番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号11番、番号12番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

北野委員： はい。

議 長： 北野委員。

北野委員： 20番 北野です。番号11番、番号12番について説明します。10月15日に私と、越委員、南原委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の6ページをご覧ください。中央に智恵文ICがあります。その右の智恵文川の下にあるT字路付近が所在地となります。〇〇さんの離農に伴う売買案件です。地域の協議での結果、価格については地域の平均で両者合意の上売買となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、北野委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号11番、番号12番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号11番、番号12番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号13番から番号18番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号13番から番号18番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

伊藤委員：はい。

議長：伊藤委員。

伊藤委員：24番 伊藤です。番号13番から番号18番について説明します。10月14日に私と、安達委員、菊池委員、事務局であっせん委員会を開催しました。最初に番号13番、番号14番について、こちらは隣接地を耕作する〇〇さんが購入することになりました。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央上に黄色マーカー二十線があります。二十線と東八号が交差する付近が所在地となります。地域の協議での結果、価格については地域の平均である田反当り200,000円で両者合意の上売買となりました。次に番号15番、番号16番については、同様に隣接地を耕作する〇〇さんに買受けていただくことになりました。所在については、黄色マーカーで二十三線があり、その左上付近となります。価格については、同様となり、一部不整備地については、低い価格となっております。番号17番と番号18番の所在については、東六号と線路が交わる上の三角部分付近となります。価格については、地域の平均価格で同様の価格となり、三角地部分については、低い価格となっております。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長：ただいま、伊藤委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号13番から番号18番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号13番から番号18番を原案のとおり決定することになりました。

議長：続きまして、番号19番から番号25番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号19番から番号25番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員：はい。

議長：安達委員。

安達委員：25番 安達です。番号19番から番号25番について説明します。最初に番号19番、20番ですが、10月14日に私と、伊藤委員、菊池委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の9ページをご覧ください。中央上にピンクマーカーで東風連があります。その西側付近が所在地となります。地域での協議の結果、区画が整備されていること等を踏まえ、田反当り200,000円で売買となりました。次に番号21番、番号22番については、同日あっせん委員会を同様におこなっております。所在について

は、地図の9ページをご覧ください。マーカで二十五線があり、東に風連別川があります。川を渡った北側付近が所在地となります。価格については、区画整備されており、暗渠がある等状態がよいため、田反当り 220,000 円で売買となっております。番号23番、番号24番の所在については、本案件も同様にあっせん委員会を開催しております。所在については、地図の9ページをご覧ください。黄色マーカで二十三線と東八号があります。交差するところから北に進み、風連別川の手前が所在地となります。価格については、地域の協議で、区画整備や暗渠等状態の良さを考慮し、田反当り 220,000 円となりました。一部三角地部分については、180,000 円と低い価格となっております。最後に番号25番について、二十三線を上の北東に進む道路があります。風連別川に当る麓付近が所在地となります。北海道農業公社の貸付タイプ利用での売買となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号19番から番号25番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号19番から番号25番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**番号26番から番号29番まで**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号26番から番号29番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 5番 上手です。番号26番から番号29番について説明します。10月25日に私と、伊藤委員、安達委員、事務局であっせん委員会を開催しました。最初に番号26番、番号27番の所在については、地図の8ページをご覧ください。中央に黄色マーカで二十一線があります。そこ東六号が交差する南付近が所在地となります。地域での協議の結果、隣接で耕作する〇〇さんが受け手となりました。価格については、田反当り 190,000 円で売買となりました。次に番号28番、番号29番の所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色マーカで二十三線があり、東五号と交差する付近が所在地となります。隣接地を耕作する今野さんが買受することになりました。価格については、田反当り 180,000 円、170,000 円で売買となっております。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号26番から番号29番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号26番から番号29番を原案のとおり決定することにしたしました。

議 長： 続きまして、**番号30番から番号33番まで**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号30番から番号33番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 15番 林です。番号30番から番号33番について説明します。10月15日に私と、横田委員、飯村委員、事務局であっせん委員会を開催しました。最初に番号32番、番号33番の所在については、地図の9ページをご覧ください。中央に黄色マーカーで道道旭名寄線があります。「線」の左下付近が所在地となります。地域での協議の結果、近くで耕作する〇〇さんが受け手となりました。価格については、田反当り175,000円、畑反当り5,000円で売買となりました。次に番号30番、番号31番の所在については、地図の9ページをご覧ください。番号30番から道道を挟んで右下に所在地があります。近くで耕作する〇〇さんが買受することになりました。価格については、田反当り175,000円での売買となっております。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号30番から番号33番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番から番号33番を原案のとおり決定することにしたしました。

議 長： 続きまして、**番号34番から番号39番まで**は私から意見がありますので、席移動につき暫時休憩といたします。（14：32）

議 長： 議事を再開いたします。（14：32）  
番号34番から番号35番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号34番から番号35番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号34番から番号35番について説明します。10月16日に私と、又村委員、菅原委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央に黄色マーカーで二十八線があります。「二」の上付近が所在地となります。地域での協議の結果、隣接で耕作する〇〇さんが受け手となりました。価格については、田反当り230,000円、畑反当り10,000円で売買となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号34番から番号35番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番から番号35番を原案のとおり決定することいたしました。

議 長： 続きまして、**番号36番、番号37番**は〇〇委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩します。(14:36)

議 長： 議事を再開いたします。(14:36)  
番号36番、番号37番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号36番、番号37番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号36番、番号37番について説明します。先ほど同様にあっせん委員会を開催しております。所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色のマーカーで二十六線とあります。「線」の付近が所在地となります。価格については、田反当り230,000円で売買となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号36番、番号37番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号36番、番号37番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号38番、番号39番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号38番、番号39番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員：はい。

議長：沼田委員。

沼田委員：13番 沼田です。番号38番、番号39番について説明します。先ほど同様にあっせん委員会を開催しております。所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色のマーカーで二十六線とあります。二十六線と二十七戦の間かつ西一号と西二号の間の北側付近が所在地となります。隣接地を耕作する〇〇さんが受け手となりました。価格については、地区の標準価格である田反当り230,000円で売買となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長：ただいま、沼田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号38番、番号39番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号38番、番号39番は原案のとおり決定いたしました。席移動のため、暫時休憩といたします。（14：41）

議長：議事を再開いたします。（14：41）  
番号40番から番号42番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号40番から番号42番までを読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員：はい。

議長：新田委員。

新田委員：22番 新田です。番号40番から番号42番について説明します。10月17日に私と、又村委員、藤野委員、事務局であっせん委員会を開催しました。番号40番、番号41番の所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色のマーカーで二十六線とあります。「二十」の上付近が所在地となります。価格については、過去の売買価格を参考とし、作付けできない部分があることを考慮し田反当り220,000円で売買となりました。番号42番については、二十五線の西二号と西三号の中間付近が所在地となります。受け手である〇〇さんが通い地を手放す案件となります。地域の協議で過去の売買価格を参考にし、暗渠がないことを考慮し田反当り230,000円で売買となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長：ただいま、新田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号40番から番号42番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号40番から番号42番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： **番号43番から番号47番まで**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号43番から番号47番までを読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 14番 住田です。番号43番から番号47番について説明します。10月14日に私と、菊池委員、林委員、事務局であっせん委員会を開催しました。番号43番、番号44番の所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色のマーカで二十七線とあります。その北東付近が所在地となります。価格については、管理が不十分である状態を考慮し、三角地部分は田反当り50,000円、それ以外は115,000円、105,000円、畑反当り7,000円で売買となりました。バイパスの西側で耕作する〇〇〇〇さんが受け手となりました。続きまして、番号45番、番号46番については、二十五線と東八号の交わる北東付近が所在地となります。地域の協議で過去の売買価格を参考にし田反当り210,000円、畑反当り5,000円で売買となりました。番号47番の所在については、黄色マーカで二十七線とある南に野球場があります。その東と南に所在地があります。中山間地帯の農地であり、作業効率を考慮し、田反当り140,000円で売買となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号43番から番号47番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号43番から番号47番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上をもって、議案第4号農用地利用集積等促進計画案の提出については、全て決定され、農業委員会の意見を附して、北海道農業公社に計画策定要請を行うこととします。

---

議 長： 続きまして、日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。**番号7番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第4号 番号7番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 23番 小田桐です。番号7番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央上に黄色のマーカーで二十線とあり、その東側付近が所在地となります。本件は相続した農地を処分するため贈与する案件となります。ご審議の程よろしくお願います。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号7番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号7番は原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、日程第6、議案第5号「農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。番号1番から番号3番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第5号 番号1番から番号3番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番から番号3番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番から番号3番は原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、日程第7、報告第1号「農地法第4条転用工事完了報告」を議題に供します。番号1番について、私から報告がありますので席移動につき暫時休憩といたします。(14:59)

議 長： 議事を再開いたします。(14:59)  
番号1番について、沼田委員より報告願います。

沼田委員： 13番 沼田です。番号1番について報告します。乾燥施設及び重機置場が建設されていることを確認しましたのでご報告いたします。

議 長： 沼田委員より報告がありました。暫時休憩いたします。(15:00)

議 長： 議事を再開いたします。(15:00)  
続きまして、日程第7、報告第2号「農地法第5条転用工事完了報告について」を議題に  
供します。番号4番について菅原委員より報告をお願いします。

菅原委員： 16番菅原です。番号4番について報告いたします。今月23日に〇〇氏から農機具格納  
庫が建設されたのを確認させていただきました。以上です。

議 長： 菅原委員から完了報告がありました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。  
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第9回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時01分 閉会)

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_